

厚生労働省 職発 0401 第 7 号
こども家庭庁 発こ支家第 150 号

令和 7 年 4 月 1 日

全国中小企業団体中央会 御中

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進について

平素より政府の各施策について、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親」といいます。）につきましても、子育てと生計の維持を一人で担わねばならず、就業面で一層不利な状況に置かれていることを踏まえ、厚生労働省では、令和 7 年度以降も、特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用助成金の支給等により、こうした方の雇入れを行う事業主の方への支援に取り組んでまいります。

また、こども家庭庁においては、ひとり親における安定就労を通じた中長期的な自立支援を目指す高等職業訓練促進給付金制度等のひとり親の就業促進に係る支援等も実施し、引き続き関係省庁が連携して、ひとり親の就業促進に係る支援等を図って参ります。

貴団体におかれましても、ひとり親を巡る状況について御理解を賜り、傘下の企業において、ひとり親の専用求人进行を設けるなど雇入れを促進していただくよう、引き続き周知をお願い申し上げます。

併せて、ひとり親の就業の促進を図るためには、母子・父子福祉団体等のひとり親家庭の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効であることから、業務を外部委託される場合は、母子・父子福祉団体等の活用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

令和 7 年 4 月 1 日

厚生労働省職業安定局長 山田 雅彦
こども家庭庁支援局長 吉住 啓作